

各医療機関管理者 様

静岡県感染症対策担当部長

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の診療に係る診療報酬の取扱い等について

日頃、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和5年4月27日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（以下「国事務連絡」という。）で示された新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の罹患後症状に係る診療報酬について、取扱いを東海北陸厚生局静岡事務所に確認しましたので、下記のとおりお知らせします。

また、罹患後症状に悩む患者の受入れ状況等を把握するため、別添通知のとおりアンケート調査を行うこととしましたので回答へ御協力くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 国事務連絡の概要等

以下の場合に、3か月に1回、特定疾患療養管理料（147点）が算定できる。

対象患者	新型コロナから回復した者であって、新型コロナ患者と診断された後、 <b>3ヶ月以上経過し、かつ罹患後症状が2ヶ月以上持続している患者</b>
診療等	「 <b>罹患後症状のマネジメント</b> 」を参考とした診療を通じて、今後の診療方針を判断し、必要に応じて精密検査や専門医への紹介を行った場合
対象期間	令和5年5月8日から令和6年3月31日まで
算定可能な医療機関	罹患後症状を診療した <b>県内すべての医療機関</b>
その他	自己検査で陽性が判明し、医療機関を受診しなかった場合でも、3か月以上経過かつ罹患後症状が2か月以上持続を確認できれば算定可能 (診療報酬明細書の備考に感染時期・確認方法の記載が必要)

### 2 算定可能な医療機関の考え方について

国事務連絡では、都道府県が公表するリストに掲載されていることが算定要件とされているが、本県ではかかりつけや新型コロナの診断・治療を受けた地域の医療機関を受診するように呼びかけており、リストへの掲載を問わず罹患後症状の診療を行った医療機関が算定可能としている。

### 3 参考添付資料（関連国事務連絡）

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（その2）

（令和5年4月27日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）

担当 新型コロナ対策企画課  
電話 054-221-2982